

委員長談話

徳島県人事委員会委員長 祖川 康子

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与に関する勧告等を行いました。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものであります。

本委員会が実施した職種別民間給与実態調査の結果、本年4月分の月例給については、職員の給与が民間給与を366円下回る結果となりました。この公民較差の解消を図るため、給料表の水準を引き上げることとしました。

期末手当・勤勉手当（ボーナス）についても、民間事業所における支給状況を反映して、職員の年間平均支給月数が民間事業所の支給割合を0.07月分下回っていたことから、年間4.50月分に引き上げることとしました。

このことは、日々、職務に精励している職員の士気の一層の向上につながるものと期待しております。

職員各位におかれては、全体の奉仕者としての立場と職責を自覚し、高い倫理感と使命感を持って行動するとともに、激変する社会経済情勢や多様化する県民ニーズに的確に対応し、県民福祉のより一層の向上を図るため、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

県民各位におかれましては、職員が行政の各分野において、県民福祉の向上に真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解を頂きますようお願いいたします。

令和元年10月18日